

令和5年1月27日

令和5年 第1回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和5年第1回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和5年1月27日（金曜日）午後2時00分～午後2時43分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・第7会議室

3. 出席委員 1番 真 如 昌 美（教育長）

2番 岩 田 圭 子

3番 藤 宮 志津子

4番 内 野 裕 子

4. 欠席委員 5番 鈴 木 一 徳

5. 説明職員

教 育 部 長 小 俣 学

教育部参事兼
教育指導課長
教育施設担当
課 長

小 野 隆 一

教育総務課長 斎 藤 謙二郎

中 橋 健

指導担当課長

（統括指導
主 事）

菅 野 恭 子

青 少 年 課 長

石 川 博 隆

生涯学習課長 高 田 匡 章

中央公民館長

伊 藤 智

中央図書館長 浴 靖 子

6. 書 記

庶 務 係 長 長 瀬 由美子

主 事 高 萩 亜沙美

○議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 教育長諸務報告

第 3 第 1 号議案 令和 5 年度東大和市学校給食事業計画（案）及び令和 5 年度東大和市学校給食会計予算（案）の承認について

第 4 第 2 号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について

第 5 その他報告事項（1）令和 5 年東大和市二十歳の成人式の報告について
（2）「第二次東大和市子ども読書活動推進計画 令和 3 年度実施状況報告書」について
（3）「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」素案に対するパブリックコメントの結果について

◎開会の辞

○真如教育長 皆さん、こんにちは。今日はまたよろしくお願いします。

ただいまから令和5年第1回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○真如教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、岩田委員にお願いいたします。

○岩田委員 はい。分かりました。

◎日程第2 教育長諸務報告

○真如教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

令和4年12月21日から令和5年1月24日までの教育長諸務報告であります。

12月23日、金曜日、東京都立東大和南高等学校を訪問いたしました。指導担当課長と2人で行ったんですけれども、コロナの関係もあって、ここのところずっと校長先生ともお会いできないような状況でありました。そこで行ってお話をしようと思ったんですけれども、いつの間にか校長先生が代わっていきまして、それで新しい校長先生と統括と一緒に話をしながら、これから先も何かありましたら一緒に何かやっていただけると大変ありがたいというふうに言いましたら、校長先生喜んで、一緒にやりましょうというそういう話をいただきました。そんなふうにして、また元に戻っていけばいいなというふうに思っております。

それから、教育部参事と指導担当課長と3人で東京都立東大和高等学校にも行ってきました。校長先生は代わっていなかったんですけれども、やはりコロナになってからなかなか外のほうに行けないようなそういう環境ですから、何とかしていきたいですねというふうな話がありました。今までは野球や、それからいろいろな楽器を使って見せていただけるようなそういう高校生がたくさんいたんですけれども、ステージに上がって、すばらしい演技をするような、そういうような運動を見せていただいていたいました。今回もすばらしい演技で、ぜひまた一緒に見せていただきたいと言ってまいりました。

1月8日、金曜日、令和5年東大和市消防出初式に出席をいたしました。天気

が良くて、すばらしい消防の出初式を見させていただきました。ばつと水を噴いて、きれいなその消防車を見て、終わる頃には随分たくさん子どもたちが集まって来ていました。

1月9日、月曜日、令和5年第69回東大和市成人式に出席をいたしました。随分静かになって、やるべきことをきちんとやって1時間ぐらいで終わりました。見事でした。静かでした。静かにきちんと自分の役割をしっかりとやっていました。一時期は大変にぎやかで、話も聞こえないような状況の中で行っていたんですけれども、何の影響か、コロナの影響でしょうか。またいろいろと危なくないように準備してきた関係もあって、帰るときもきちんと静かに帰りまして、すばらしい責任を果たしていました。

1月12日、木曜日、大和南保育園新園舎（ならはし保育園）内覧会に出席をいたしました。新しくすぐ近くにならはし保育園が出来たのでぜひ来てくださいという話があって、市長と副市長と私と3人で見させていただきました。行く機会があったらぜひ行っていただきたいと思うんですけれども、本当にもうきめ細かく造ってあって、安全ももちろんですけれども、そこで遊ぶときの場所だとか、一つ一つがすばらしいです。こんな小さいところまで配慮してやっているんですかと感心しました。ぜひこちらを見る機会があれば、そういう新しい取組を見ていてほしいというふうに思います。

続いて、青梅信用金庫新春講演会に出席をいたしました。これまで教育に使用してくださいと、青梅信用金庫から寄附を頂いて、私たちを助けていただけていました。東大和市の子どもの場合ですと、吹奏楽で使用する楽器の購入などに活用させていただくことが多かったです。そのほか幾つかお金を頂いていたんですけれども、今回を最後にそういった流れとは違った形でまた学校をバックアップして支えますというふうな話で、取りあえず1回終わらせていただきたいということでした。後日、青梅信用金庫のお二人の方が見えました。私も長い間ありがとうございました、これからはまたよろしく申し上げますと言って、青梅信用金庫の報告書を頂きましたが、また新しい時代が始まったというような気がしました。

1月15日、日曜日、第41回東大和市立小・中学校連合書き初め展に出席をいたしました。校長先生方が会うたびに、どうですか、いい字でしょうというふうにおっしゃっていただけあって、子どもたちの筆書きがすごく上手になっていまし

た。やはり校長先生が自分のところの学校の子どもの字を見て、どうですかというようなところが校長らしくていいなというふうに思いました。先生たちも喜んでいました。保護者の方も随分たくさん来て、紹介をしてみたり、紹介されたりしておりました。

1月17日、火曜日、第五中学校を訪問いたしました。

1月20日、金曜日、第八小学校創立50周年記念式典に出席いたしました。

以上で教育長諸務報告を終わりにしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

それでは、次に進みます。

**◎日程第3 第1号議案 令和5年度東大和市学校給食事業計画
(案)及び令和5年度東大和市学校給食
会計予算(案)の承認について**

○真如教育長 日程第3、第1号議案 令和5年度東大和市学校給食事業計画(案)及び令和5年度東大和市学校給食会計予算(案)の承認について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育部長。

○小俣教育部長 ただいま議題となりました第1号議案 令和5年度東大和市学校給食事業計画(案)及び令和5年度東大和市学校給食会計予算(案)の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、東大和市学校給食センター設置条例第7条の2第1項の規定に基づきまして、令和5年1月26日付、東大和市教育委員会からの諮問に応じ、東大和市学校給食センター運営委員会で調査審議されました答申を踏まえ、提案するものであります。

令和5年1月26日付、東大和市学校給食センター運営委員会会長からの答申書をご覧ください。よろしいでしょうか。

答申内容は、「令和5年1月26日付大教教教発第98号により、貴委員会から諮問のあった標記の件について、令和5年1月26日に令和4年度第2回東大和市学校給食センター運営委員会を開催し審議した結果に基づき、諮問内容のとおりとする旨、答申いたします」との内容であります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。よろしいですか。

内野委員。

○内野委員 給食費を前年度の予算と比較したときに本年度が少ないのは、子どもの人数が減ったということでの解釈でよろしいでしょうか。

○真如教育長 教育総務課長。

○斎藤教育総務課長 ただいま内野委員からご指摘ありましたとおり、子どもの人数が減っていることから間違いございません。

以上でございます。

○内野委員 ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第1号議案 令和5年度東大和市学校給食事業計画(案)及び令和5年度東大和市学校給食会計予算(案)の承認について、本件を承認とすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決めます。

◎日程第4 第2号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について

○真如教育長 日程第4、第2号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育部長。

○小俣教育部長 ただいま議題となりました第2号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る

意見の申出についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和4年11月30日付の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（厚生労働省令第159号）及び令和4年12月28日付、同基準等の一部を改正する省令（厚生労働省令第175号）により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部が改正されました。このことに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。

議案資料をご覧ください。

東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表に基づいてご説明をさせていただきます。

資料を2枚おめくりいただいて、A4の横判の新旧対照表をご覧くださいと存じます。1枚目が14分の1とありますけれども、そちらの14分の4をご覧ください。

右側の網がけしてありますところが今回改正を行う箇所でございます、左側が現行の条文、右側が新規の制定案でございます。

上から4行目になりますが、第7条の2につきましては、安全計画の策定等に係る規定を追加するものであります。

第1項、上から4行目になりますが、第1項は、放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項について計画（安全計画）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないとするものであります。

第2項、2と書いてあるものですが、第2項につきましては、放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施しなければならないとするものであります。

その下の第3項は、放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならないとするものであります。

その下の第4項は、放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直し

を行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとするものであります。

続きまして、その下の第7条の3につきましては、自動車を運行する場合の利用者の所在の確認に係る規定を追加するものでございます。放課後児童健全育成事業者は、事業所外での活動等に伴う移動の際に、自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握できる方法により、利用者の所在を確認しなければならないとするものであります。

続きまして、8ページにお進みください。

4枚おめくりいただきまして、14分の8です。その一番下、下から3行目になりますけれども、続きまして、第13条の2でありますけれども、こちらは業務継続計画の策定等に係る規定を追加するものでございます。

第1項は、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症または非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないとするものであります。

9ページの第2項、真ん中辺になります。第2項につきましては、放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならないとするものであります。

その下の3項でございますが、放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとするものであります。

続きまして、その下の第14条の第2項であります。下から3行目になります。衛生管理等に関する規定でありまして、放課後児童健全育成事業者が、放課後児童健全育成事業所において感染症または食中毒が発生し、または蔓延しないように講ずべき必要な措置を明確化して整備するものでございます。職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならないとするものであります。

最後に附則であります。14ページです。一番最後のページになりますが、14ページにお進みください。

右側の網がけのところですが、第1項は、条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。

その下の第2項は、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の2の安全計画の策定等に係る第1項から第3項の規定の適用については、努力義務とするものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

内野委員。

○内野委員 事業所外の活動というのは、どのぐらいあつたりするのでしょうか。

○真如教育長 青少年課長。

○石川青少年課長 こちらの事業所外での活動というのは、今現在の学童保育所での活動を見ますと、隣接する公園とかに通所している学童さんの児童を連れて、天気がいいときには外へ行って公園で遊ぶとかそういうふうなことがあります。今回こちらの自動車運行をする際の所在の確認等ですけれども、あまり今の時点では想定されませんが、どこか遠いところに車で移動してそこで何か活動するという際に、自動車の運行をもしするようであれば、乗り降りの際にこういう形で必ず確実な方法で確認をしなければいけないというふうなことを今回追加するものでございます。基本的に今の事業所外での活動としては、今は本当に近隣の公園とかでのそういう活動しかないんですけれども、もしそういうようなことを想定した形で、ここに追記をしたというふうなことでございます。

○内野委員 分かりました。ありがとうございます。

○真如教育長 教育部長。

○小俣教育部長 この条例の改正ですけれども、昨今のバスの中に子どもさんが残ったままにされてお亡くなりになったようなことを受けまして、国のほうでいろいろ詳細に各自治体での学童の関係で注意をするようにと、そういうところが大きい理由でございます。

今まで学童の条例では、あまり細かく取決めがなかった部分において、この業務継続計画を新たに盛り込んで、災害とか何かあったときに最低でもやらなきゃいけないことは何なのかということを明確にすることです。役所の防災計画でもそういうことはやっていますけれども、必要な業務が何なのかというのは

きちんとやはりどの事業所でも明確にしておく必要があると。従業員、社員とか働く人もきちんとそれを承知して業務に取り組むと、そういうことを明確にしたということでございます。

課長からも話がありましたとおり、学童の事業でバスでどこか行くということはないと私もあまりそういうことがあるとは承知していませんけれども、先々のことのために準備をしておくということで、きちんと盛り込んでおくという趣旨で今回条例を改正したいというところでございます。

以上です。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、意見なしとすることに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第5 その他報告事項

○真如教育長 日程第5、その他報告事項を行います。

報告事項(1) 令和5年東大和市二十歳の成人式の報告について、本件の報告をお願いいたします。

どうぞ。

○高田生涯学習課長 生涯学習課から1件、令和5年東大和市二十歳の成人式の開催結果につきましてご報告をさせていただきます。

資料は、その他報告資料(1)をご覧くださいと思います。

1月9日、成人の日に開催をいたしました二十歳の成人式につきましては、お忙しいところ、教育委員の皆さまにも主催者としてご出席をいただきまして誠にありがとうございました。

今回は、対象者812人のところ、市内外合わせまして567人の方に出席をいただきました。出席率は69.8%ということで、令和4年に行われた成人式59.6%でし

たので、10%ちょっとアップしたといったところで、多くの方にお越しいただいたところであります。

開催に当たりましては、今回も新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から2分割制で実施をさせていただきまして、それも一つの要因ではあるかと思いますがけれども、会場の中は非常に静か、厳かな雰囲気といいましょうか、会のほうも進行できまして、外についても、ちょっと去年はいろいろあったわけがありますけれども、今年は何事もなく、終わった後、周りをぐるっと見て帰るんですけれども、ごみとかも本当にないすばらしい成人式だったというふうに思っております。

当日の式典の様子でありますけれども、保護者の方は中に入れない状況になっておりますので、既に東大和市の公式動画チャンネルのほうに掲載させていただいておりますので、見られる状況になっておりますので、併せて報告のほうをさせていただきます。

私からは以上となります。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

藤宮委員。

○藤宮委員 この表の案内状を市外に10件出したら市外から35人いらっしゃったというのは、これは学校が外にある、大学が外とかそういうことですか。

○真如教育長 生涯学習課長。

○高田生涯学習課長 市外の件数の関係でご質疑いただきました。

まず、下の米印がありまして、案内状の発送件数、市内が802件、市外が10件というのは、昔、東大和市にお住まいだったんですけれども、途中で越されて、当日東大和の成人式、二十歳の成人式に出たいので案内状を欲しいと言われて発送した件数であります。はがきを送った件数です。

それで、二十歳の成人式なんですけれども、当日は特に案内状なくても直接お越しいただければ入場できるということになっておりますので、そこで人数に乖離が出ているというところでございます。よろしいでしょうか。

○藤宮委員 ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

報告事項（２）「第二次東大和市子ども読書活動推進計画 令和３年度実施状況報告書」について、本件の報告をお願いいたします。

中央図書館長。

○浴中央図書館長 それでは、資料２をご覧ください。

第二次東大和市子ども読書活動推進計画 令和３年度実施状況報告書についてご報告いたします。

資料を１枚おめくりいただき、１ページをご覧くださいたいんですけれども、第二次東大和市子ども読書活動推進計画は、平成30年度から令和４年度までの５か年を期間としておりますが、令和３年度はその４年目でありました。令和３年度につきましても、引き続き子どもの読書活動を推進するための諸活動を各関係機関において進めてまいりました。

令和２年３月上旬から新型コロナウイルス感染症の影響で図書館も全館休館になるなど、各関係機関ともに事業の中止や計画変更等を余儀なくされたところが多くありましたことから、令和２年度のときの実施状況報告書から評価の仕方を少し変えまして、２ページにありますとおり、新型コロナウイルス感染症拡大に関する事業中止の状況を把握し、計画推進状況の影響を確認するため、実施状況の達成度を順調、おおむね順調、着手、未着手、中止という５段階で評価する方法と変更いたしました。

こちら２ページには、各事業における目標達成度の集計を掲載してございます。令和３年度の目標達成度につきましては、保育所、幼稚園等の保育課管轄施設とそれ以外の施設・事業所等に分けて表を掲載しておりますけれども、いずれも目標が検討または実施であった事業等につきまして、未着手ですとか中止となった事業はありませんでした。令和２年度と比較しますと、順調またはおおむね順調に事業が実施できた割合が増えておりまして、令和２年度にコロナの影響で中止となった事業につきましても、各事業所が新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じた上で事業を再開している様子が確認できました。

３ページ以降は、各機関ごとにそれぞれの目標の項目と実際の取組状況、各施設が出した達成度や評価の理由等が記載されてございます。

説明は以上でございます。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

続いて、報告事項（３）「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」素案に対するパブリックコメントの結果について、本件の報告をお願いいたします。

中央図書館長。

○浴中央図書館長 それでは、中央図書館から引き続き子ども読書活動推進計画、今度は第三次の素案に対するパブリックコメントの結果についてご報告いたします。

資料の３をご覧ください。

令和５年度から９年度を計画期間とする第三次東大和市子ども読書活動推進計画素案に対するパブリックコメントにつきましては、令和４年１１月１日から１１月３０日まで実施いたしまして、お二人の方から１７件のご意見が提出されました。

提出された意見の要約及び意見に対する市の考え方につきましては、別紙の横長に印刷されているものをご覧ください。

主なご意見といたしましては、資料１ページ、３番のご意見、妊娠中の方に対する取組について、資料２ページ、４番のご意見、学校図書館の充実や教育委員会の役割について、同じく５番、市立図書館の広報について、資料３ページにお移りいただき、６番、障害のある子ども向けの資料について、７番、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策について等のご意見をいただきました。それぞれ表の右側に市の考え方をお示ししておりまして、第三次計画に記述を追加するなど記載してございます。

資料４ページからは、お二人目の方のご意見ですけれども、１番から１０番まで、学校図書館に係るボランティアについて、現在の市立図書館の蔵書数ですとか開館日、電子図書の導入などについてのご意見をいただきました。こちらの方のご意見は、いずれも子ども読書活動推進計画の素案に対する直接的なご意見というよりは、市立図書館のサービスに係る要望等と捉えておりますので、右側の市の考え方の欄におきまして、現状のご説明等を記載しております。

現在、これらのご意見を反映した第三次子ども読書活動推進計画の最終取りまとめを行っている段階でございます。

説明は以上です。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。よろしいですか。

(発言する者なし)

◎閉会の辞

○真如教育長 それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は
全て終了いたしました。

これをもって令和５年第１回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 ２時４３分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長 真如 昌美

会 議 録 署 名 委 員 岩田 圭子